

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------------|
| 12 | 後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

妙高市は、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

妙高市長

公表日

令和6年1月4日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収 |
| ②事務の概要 | <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障がいと持つ人を対象とした制度で、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行っています。</p> <p>市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①広域連合へ住民基本台帳情報・住民基本台帳登録外情報・所得課税情報を提供する。 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報の提供を受ける。 ③広域連合より被保険者証発行用情報の提供を受け、被保険者証を交付する。 ④広域連合が賦課決定した保険料情報の提供を受け、保険料の期割計算をした後、保険料額納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤広域連合へ保険料の期割計算結果を提供する。 ⑥口座振替、特別徴収（年金天引）等の方法により保険料を徴収する。 ⑦徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑧公金受取口座を活用し保険料を還付する。 ⑨広域連合へ徴収結果を提供する。</p> |
| ③システムの名称 | 後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 後期高齢者医療システムファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 83の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 82の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第45号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康保険課 |
| ②所属長の役職名 | 健康保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------|---|--|------|--------------------|
| 令和1年6月28日 | I 5. ②所属長 | 健康保険課長 見波 淑江 | 健康保険課長 | 事後 | 様式変更のため |
| 令和1年6月28日 | II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か | 平成27年5月11日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更該当しない |
| 令和1年6月28日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か | 平成27年5月11日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更該当しない |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | | 新規追加 | 事後 | 様式変更のため |
| 令和6年1月4日 | | <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障がいと持つ人を対象とした制度で、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行っています。</p> <p>市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①広域連合へ住民基本台帳情報・住民基本台帳登録外情報・所得課税情報を提供する。 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報の提供を受ける。 ③広域連合より被保険者証発行用情報の提供を受け、被保険者証を交付する。 ④広域連合が賦課決定した保険料情報の提供を受け、保険料の期割計算をした後、保険料額納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤広域連合へ保険料の期割計算結果を提供する。 ⑥口座振替、特別徴収(年金天引)等の方法により保険料を徴収する。 ⑦徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑧広域連合へ徴収結果を提供する。</p> | <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障がいと持つ人を対象とした制度で、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行っています。</p> <p>市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①広域連合へ住民基本台帳情報・住民基本台帳登録外情報・所得課税情報を提供する。 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報の提供を受ける。 ③広域連合より被保険者証発行用情報の提供を受け、被保険者証を交付する。 ④広域連合が賦課決定した保険料情報の提供を受け、保険料の期割計算をした後、保険料額納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤広域連合へ保険料の期割計算結果を提供する。 ⑥口座振替、特別徴収(年金天引)等の方法により保険料を徴収する。 ⑦徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑧公金受取口座を活用し保険料を還付する。 ⑨広域連合へ徴収結果を提供する。</p> | 事後 | 公金受取口座情報を利用するための修正 |